

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
02.03 項	<p>1. 豚の枝肉及び半丸枝肉の解釈について</p> <p>と体をはく皮又ははく毛し、内臓その他を除去したものを「枝肉」といい、当該「枝肉」をせきついの中央にそって半体に切断したものを「半丸枝肉」という（<u>頭があるかないかを問わない</u>）。骨の一部又は全部を除いたもの、体表面の脂肪を除去し又は整形したもの、くず肉に属さない部位肉の一部を除去したものと及び胴で切断して2分割したもの等は「枝肉及び半丸枝肉」に該当しない。</p>	02.03 項	<p>1. 豚の枝肉及び半丸枝肉の解釈について</p> <p><u>豚肉について差額関税制度を設定している趣旨から、関税率表第 0203.11 号及び第 0203.21 号の「枝肉及び半丸枝肉」は、原則として、畜産物の価格安定に関する法律施行規則別表第 1 に定める方法により整形した豚肉をいうものとする。</u></p> <p><u>具体的には、</u>と体をはく皮又ははく毛し、内臓、<u>頭部</u>その他を除去したものを「枝肉」といい、当該「枝肉」をせきついの中央にそって半体に切断したものを「半丸枝肉」という。骨の一部又は全部を除いたもの、体表面の脂肪を除去し又は整形したもの、くず肉に属さない部位肉の一部を除去したものと及び胴で切断して2分割したもの等は「枝肉及び半丸枝肉」に該当しない。</p>